

高槻市「将棋のまち推進」新商品・販路開拓等補助金 《申請の手引き》



実施概要

趣旨

市内の中小企業者等が行う「将棋」に関する新商品創出や、販路開拓に係る費用等の一部を補助することで、「将棋のまち高槻」の推進に資するとともに、地域経済の活性化を図る。

申請対象

次の全てに該当すること

- ・市内に事業所がある、または出店予定の中小企業者等（個人事業主を含む）であること
- ・自社企画製品であること
- ・各回における基準日現在、補助対象商品が販売されていないこと
- ・補助対象商品の市内販売を行うこと（交付決定日から1年以内に販売開始すること）
- ・補助対象商品の販売を発売から1年以上継続する意思を有すること

補助額

最大 500,000円（補助率1/2以内） ※1 ※2

事業計画書の審査を経て、採択者を決定します。

※1 選定の結果、採択者数によって補助金額が500,000円又は対象経費の1/2相当額に満たない場合があります

※2 補助金の下限は10,000円です

申請方法

次ページ以降の条件等を確認し、高槻市ホームページより事業計画書をダウンロードし、その他必要書類とともに窓口に提出してください。

提出期限：各回ごとに設定しています（厳守願います）

提出窓口：高槻市総合センター9階 産業振興課

募集対象者

- ・法人（資本金3億円以下又は従業員300人以下）
- ・個人事業主

みなし大企業（資本金又は出資金5億円以上の法人に直接または間接に株式を100%保有されている法人）の場合対象外となります。

状況	申請可否	提出いただく書類
<ul style="list-style-type: none"> ・創業 【済】 ・市内出店 【済】 ・決算 【済】 <p>（例：市内で創業し一定期間営業している者）</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第1号） ・【法人】直近の確定申告書のうち別表一、法人事業概況説明書（写し） 損益計算書 ・【個人】直近の確定申告書のうち第一表、決算書（写し）
<ul style="list-style-type: none"> ・創業 【済】 ・市内出店 【済】 ・決算 【未】 <p>（例：創業後間もない者）</p>	△ 店舗の営業実績が提出できれば可能	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第1号） ・市内の事業所を確認できる書類（営業許可証、開業届などの写し） ・営業実績がわかる書類（売上台帳など）
<ul style="list-style-type: none"> ・創業（市外）【済】 ・市内出店 【未】 ・決算 【済】 <p>（例：市外などで創業しており、市内に出店を予定している者）</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第1号） ・【法人】直近の確定申告書のうち別表一、法人事業概況説明書（写し） 損益計算書 ・【個人】直近の確定申告書のうち第一表、決算書（写し） ・市内の出店予定地を確認できる書類
<ul style="list-style-type: none"> 創業 【未】 市内出店 【未】 決算 【未】 <p>（例：これから創業・出店予定の者）</p>	△ 「高槻市創業・個店支援補助金※」採択者となれば可能	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第1号） ・「高槻市創業・個店支援補助金」採択通知（写し）

※産業振興課で実施している飲食店等の新規出店に係る補助金

補助対象経費

将棋に関する新商品の企画試作費（★は販路開拓に係る経費も対象）

- ・機械設備費（購入・レンタル・リース 等） ・市場調査費
- ・産業財産取得費（特許・実用新案・意匠・商標に係る弁理士手数料、特許庁への印紙代 等）
- ・成分等分析費（栄養素、機能成分の分析費用 等）
- ・試作用原材料費（商品、パッケージ、ラベル 等）
- ★デザイン費（商品、パッケージ、ロゴ 等）
- ★コンサルタント費（新商品の企画立案、収支計画 等）
- ★委託・請負費（商品の加工委託等）
- ★消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、専門家謝金

将棋に関する新商品の販路開拓に係る経費

- ・ホームページ作成費 ・広告費（販促チラシ、のぼり等の作成 等）
- ・イベント出展に係る費用（出店基本料、交通費、人件費 等）
- ・店舗改装費（店内に特設ブース設置 等） ※創業個店支援補助金採択者の場合は対象外

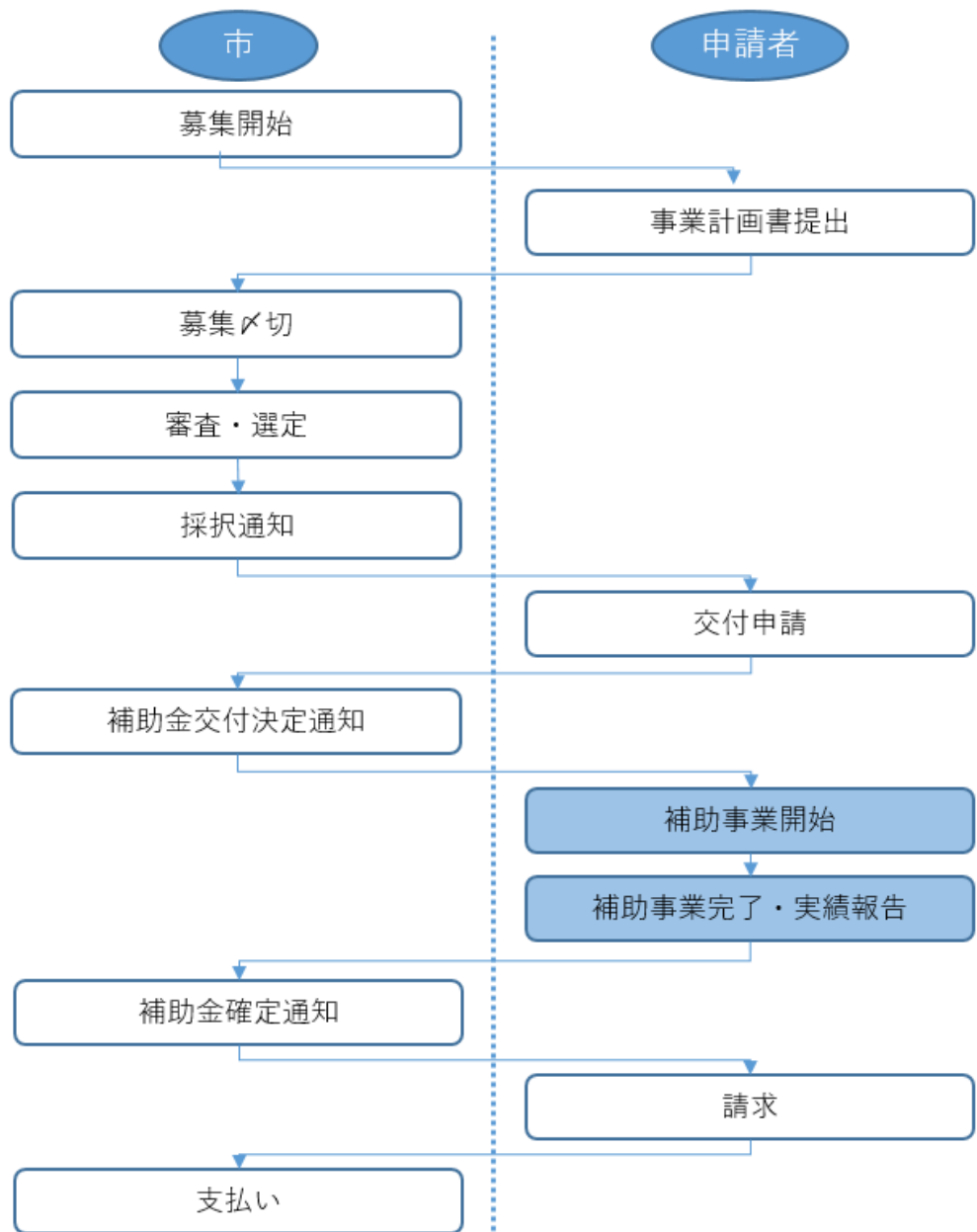
下記は**対象外**です。

販売用の製品製造に係る費用、ランニングコスト（家賃、光熱水費、人件費等）、土地購入費、接待交際費、食糧費、販売イベント出展に係るロイヤリティ（売上の〇%のような支払）、募集開始以前からの既存商品の販路開拓費、消費税等額

※将棋に関連しない商品については、すべて申請の対象外となります。

※原材料費などで、試作部分と製品製造部分が混在する場合は、試作に要した部分のみが対象となります。

募集から補助金交付までのフロー



ここがポイント

**この間は見積徴取や計画のみ可。
交付決定前に
「発注」・「支払った費用」は
補助対象外です。**

**募集〆切後、審査にて補助金
交付の可否を決定します。
(可否については郵送にて通知)**

**補助金交付決定日～年度末までに
発生した費用が補助対象となります。**

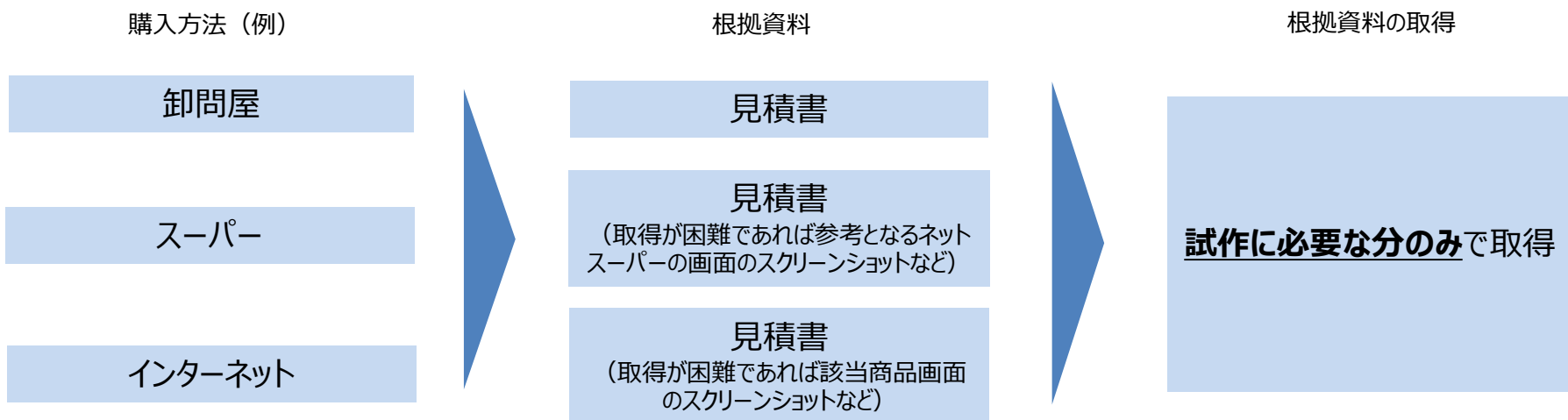
補助対象経費の考え方

補助対象経費として申請できるものは、**採択時の事業計画**にあるものに限りま

原材料費の見積書等の注意点

新商品試作に使用する原材料は、卸問屋やスーパー、インターネット事業者などから仕入れることとなりますが、それぞれの補助対象経費に関して、**試作に必要な分のみ**で見積書等を取得してください。補助金と関係のない商品の製作等に使うものと共用で購入することになると、試作にかかる経費がいくらであるか判断が難しくなります。

(例) 小麦や砂糖、オイル、木材など、一単位で大容量購入可能なもの



販路開拓費の見積書等の注意点

新商品にかかる販路開拓費には、イベント出展費やチラシ作成費、コンサルタント費、ウェブサイト作成費などがあります。これらの経費については、**補助対象経費のみで見積書等を作成できるかどうか**で、提出する内容が変わります。

	補助対象経費のみで作成できる場合	補助対象経費と他の経費が不可分の場合
例	新商品用のチラシ、ウェブサイト、店舗改装 など	補助金と関係のない商品もPRする場合のイベント出展費、会場までの交通費 など
方法	補助対象経費 に関する見積書等を取得	全体経費 の見積書等を取得 (この場合、 全体経費 を対象とする)

補助事業実施の考え方

新商品試作・販路開拓ともに、交付申請時の事業計画書の内容・交付決定額で補助事業を実施していただきます。交付申請時に提出いただいた見積額は予定であるため、金額のわずかな相違は問題となりませんが、実際に取り組む段階で補助事業の内容が変わったり、金額が大きく減額する場合などは、交付決定内容の変更申請を要する場合がありますので、産業振興課へご連絡ください。

補助事業に取り組む様子の撮影

試作やイベント等の様子を撮影いただくようお願いします。補助事業に取り組んだことが分かる資料として提出いただく場合があります。

領収書に関する注意点

- 仕入れ先や委託先ごとに領収書を受け取ることになりますが、ひとつひとつの経費がいくらであったのかが分かるように、以下の表を参考に発行を受けてください。

領収書の状況	対応
単一経費の領収書	経費名を <u>但し書等</u> に明記してもらう など
複数の原材料費や販路開拓費、また補助対象経費以外の経費が一緒になった領収書	<u>経費明細等</u> とともに発行を受ける など
イベント出展費や会場への交通費など、補助対象経費とその他の経費が不可分な領収書	試作やイベント等の様子を記録した画像等を添付し実績報告するなど（この場合、 <u>全体経費</u> を対象とする）

- 宛先は補助対象事業者となっているか
- 領収日は補助事業完了までの日付となっているか

	問	回答
①	業種等の制限はありますか？	<p><u>下記①②すべてに該当する事業者が対象</u></p> <p>①法人(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 個人事業主 ②市内に主たる事業所等を有する中小企業者等</p> <p><u>※下記各号のいずれかに該当する者は、対象外</u></p> <p>(1)市等からの類似の補助金の交付を受けようとする者または受けた者 (2)公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者 (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員 (4)営業に関して必要な許認可等未取得していない者 (5)市税滞納者及び市税未申告者 (6)申請時において廃業をしている者</p>
②	個人事業主も申請できますか？	個人事業主も対象になります。ただし確定申告を行っている、または事業を行っていることが確認できる書類が必要です。(P. 2)
③	申請者の住所や本社が市外の場合も申請できますか？	高槻市内に、新商品を販売する実店舗を有していれば申請者の住所や会社の本社所在地が市外でも申請できます。

	問	回答
④	1事業主(1法人)で、高槻市内で複数の店舗があります。店舗ごとに申請できるのですか？	採択は、1事業者(1法人)につき1年度ごとに1回です。
⑤	×切後、採択までどのくらいかかりますか？ また、いつから補助事業に着手できますか？	まず市で申請内容の審査を行い採択の可否を決定します。 <u>募集×切後、採択決定までに約4週間程かかります(採択の可否は郵送で通知します)。</u> また、採択決定後に補助金の交付申請の段階となります。 <u>申請後、交付決定までに2週間程度かかり、交付決定後に補助事業に着手できます(P.4)。</u>
⑥	新商品が複数ある場合、申請はそれぞれになりますか。	対象商品が複数ある場合、まとめて申請頂くこととなります。

【お問合せ先】 高槻市 産業振興課 電話：072-674-7411